

# 公益社団法人東京都江戸川区歯科医師会 定 款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、公益社団法人東京都江戸川区歯科医師会と称する。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を東京都江戸川区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、医の倫理に則り、歯科医療の進歩とその予防医学の完成に努力するとともに、障がい者（児）・高齢者の保健福祉に貢献し、もって公衆衛生の向上、社会福祉の増進及び地域住民の健康で文化的生活を確保することに寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医道の探究及びその高揚に関する事業
- (2) 公衆衛生の普及に関する事業
- (3) 障がい者（児）・高齢者の保健福祉の増進に関する事業
- (4) 予防医学の研究及びその普及に関する事業
- (5) 歯科医学の研究、発達に関する事業
- (6) 事故、災害若しくは犯罪による被害者の救済、支援を目的とする事業
- (7) 社会福祉の増進及び地域住民の健康に関する事業
- (8) その他法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 歯科保健関連用品等の販売
- (2) 名簿・会誌発行等共益事業
- (3) 医療保険の適正化を目的とする事業

3 前2項の事業は、東京都において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

**第5条** この法人の会員は、東京都江戸川区において就業し又は居住する歯科医師で、次に掲げる者により構成する。

- (1) 一種会員
    - ① 診療所の開設者又は管理者
    - ② 医療法人たる診療所及び病院にあつては、歯科の代表者又は管理者
    - ③ 官公署、学校等の部課医長（これに準ずる職の者を含む）以上の職にある歯科医師
  - (2) 二種会員 前号の一種会員を除く
    - ① 一種会員の診療所又は病院に就業している歯科医師
    - ② 一種会員であつた者で廃院した歯科医師
- 2 前項に定める第一号、第二号をもって正会員とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 正会員で次の号に該当する者を終身会員又は名誉会員とすることができる。
- (1) 終身会員 満70歳に達し25年以上会員であつて第9条に該当する行為のなかつた者は、理事会の議を経て終身会員とする。
  - (2) 名誉会員 歯科医学の研究発達又は斯道発展に功勞のあつた者、又は学識経験者で総会において推薦された者

(会員の資格の取得)

**第6条** この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

**第7条** 正会員は、総会において定める入会金、会費、及び負担金を納入しなければならない。

(任意退会)

**第8条** 会員は、所定の退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

**第9条** 会員が次の各項のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総会員の3分の2以上の同意を得て当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款、規則又は総会決議に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
  - (4) その他除名すべき正当な理由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、会長は当該会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し除名した旨の通知をしなければならない。

(会員資格の喪失)

**第10条** 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき、かつ、催促に応じないとき。
- (2) 当該会員が死亡、又は本会が解散したとき。
- (3) すべての正会員が同意したとき。
- (4) 第9条により除名されたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

**第11条** 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

**第12条** 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

**第13条** 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 東京都歯科医師会代議員及び補欠代議員選出
- (3) 選挙管理委員及び予備選挙管理委員選出

- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬の額
- (6) 事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第14条** 総会は定時総会として毎事業年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

**第15条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日の1週間前までに正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。ただし総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。
- 4 前3項の場合において、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が召集する。

(議長等)

**第16条** 総会の議長及び副議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

**第17条** 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

**第18条** 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) 役員などの賠償責任の一部免除
  - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の各候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た各候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

- 第19条** やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決し、又は他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条** 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選定された議事録署名人2名以上が記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員を設置)

- 第21条** この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上18名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条** この法人の理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 この法人の理事のうち1人以上は、就任時にこの法人の社員、業務執行理事又は使用人でなく、かつ、就任前の10年はこの法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者でなければならない。
- 7 この法人の監事のうち1人以上は、就任時にこの法人の社員、理事又は使用人でなく、かつ、就任前の10年はこの法人の理事又は使用人であったことがない者でなければならない。

（理事の職務及び権限）

**第23条** 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を分担執行し副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

**第24条** 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。

（役員任期）

**第25条** 理事又は監事の任期は、選任後各2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、会長の任期については、継続して3期を超えることはできない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有す

る。

(役員解任)

**第26条** 理事及び監事は、第13条に定める総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

**第27条** 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、総会の決議により別に定める。

(役員賠償責任)

**第28条** この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で前項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法人法113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

**第29条** この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の理事及び監事の、経験者又は学識経験者から選任する。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、会長の諮問に応え、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

5 顧問は、無報酬とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支払い基準については、総会の決議により別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

**第30条** この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第31条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長、専務の選定及び解職

(議長)

**第32条** 理事会の議長は、専務理事がこれに当たる。

(招集)

**第33条** 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

**第34条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第35条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

**第36条** この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 負担金
- (5) 寄付金品

- (6) 事業に伴う収入
- (7) 資産から生ずる収入
- (8) その他の収入

(事業年度)

**第37条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第38条** この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第39条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会及び総会の承認を受けなければならない。なお、貸借対照表の注記として「資産および負債の状況」を記載した場合は、財産目録の作成は要しない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第40条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

**第41条** この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

**第42条** この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第43条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

(委員会)

**第44条** この法人の事業を推進するために必要があるときには、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の構成及び任務に関しては別に定める。
- 3 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 4 委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

**第45条** この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報とする。

## 第11章 事務局

(事務局)

**第46条** この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置き、会長が職員を任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 補則

(委任)

**第47条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

### 付 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は、次に掲げる者とする。

石川 祥一

4 この法人の最初の副会長は、次に掲げる者とする。

古川 隆彦

斎藤 祐一

5 この法人の最初の専務理事は、次に掲げる者とする。

根本 秀樹

6 平成 30年6月21日 改定施行

7 令和 2年6月18日 改定施行

8 令和 7年6月19日 改定施行

9 令和 8年6月18日 改定施行